

第一回国会  
院

法

務

委

員

会

議

第

三

号

昭和三十七年二月八日(木曜日)

同月五日

午前十時三十六分開議

出席委員

委員長 河本 敏夫君

理事稻葉 修君 理事田中伊三次君

理事牧野 寛索君 理事井伊 誠一君

理事坪野 米男君 理事松井 誠君

池田 清志君 上村千一郎君

唐澤 俊樹君 岸本 義廣君

松本 一郎君 阿部 五郎君

猪俣 造三君 河野 審君

田中織之進君 志賀 義雄君

出席政府委員

法務政務次官 委員井村重雄君

行政事件訴訟法案(内閣提出第四三

号)

委員外の出席者

検務局長 濱本 一夫君

行政事件訴訟法案(内閣提出第四三

号)

判決(最高裁判所事務局総務局長) 長井 澄君

行政事件訴訟法案(内閣提出第四三

号)

委員外の出席者

行政事件訴訟法案(内閣提出第四三

号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

裁判所職員定員法の一部を改正する

法律案(内閣提出第二三号)

行政事件訴訟法案(内閣提出第四三

号)

○河本委員長 これより会議を開きます。

行政事件訴訟法案を議題といたします。

目次

第一章 総則(第一条~第七条)

第二章 抗告訴訟

第一節 取消訴訟(第八条~第

三十五条)

第二節 その他の抗告訴訟(第

三十六条~第三十八

条)

第三章 当事者訴訟(第三十九

条~第四十一条)

第四章 民衆訴訟及び機関訴訟

(第四十二条~第四十三

条)

第五章 补則(第四十四条~第四

十五条)

附則

第一章 総則

(この法律の趣旨)

第一条 行政事件訴訟については、

他の法律に特別の定めがある場合

を除くほか、この法律の定めると

ころによる。

(当事者訴訟)

第二条 この法律において「行政事

件訴訟」とは、抗告訴訟、当事者

訴訟、民衆訴訟及び機関訴訟をい

う。

(抗告訴訟)

第三条 この法律において「抗告訴

訟」とは、行政庁の公権力の行使

に関する不服の訴訟をいう。

この法律において「処分の取消

し」とは、行政庁の处分その

他の公権力の行使に当たる行

為の訴え」とは、行政庁の処分そ

の他の公権力の行使に当たる行

為の訴えを除く。以下単に「処分」とい

う。(この取消しを求める訴訟をい

う。)

この法律において「審査請求」

とは、審査請求、異議

申立てその他の不服申立て(以下

単に「審査請求」という。)に対する

行政庁の裁決、決定その他の行為

(以下単に「裁決」という。)の取消

しを求める訴訟をいう。

この法律において「無効等確認

の訴え」とは、処分若しくは裁決

の存否又はその効力の有無の確認

を求める訴訟をいう。

この法律において「不作為の違

法確認の訴え」とは、行政庁が法

令に基づく申請に対し、相当の期

限内になんらかの処分又は裁決を

すべきにかかるらず、これをしな

いことについての違法の確認を求

める訴訟をいう。

(この法律に定めがない事由)

第七条 行政事件訴訟に関して、この

法律に定めがない事項について

は、民事訴訟の例による。

第二章 抗告訴訟

第一節 取消訴訟

(処分の取消しの訴えと審査請求

との関係)

第八条 処分の取消しの訴えは、當該処分につき法令の規定により審

査請求をすることができる場合に

おいても、直ちに提起することを

妨げない。ただし、法律に当該處

分の規定により審査請求を

することができない場合は、

直ちに提起することができる。

ただし、法律に当該處分につき

審査請求をすることはできない場合は、

直ちに提起することができる。

ただし、法律に当該

分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合においても、次の各号の一に該当するときは、裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができる。

一 審査請求があつた日から三箇月を経過しても裁決がないとき。

二 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けため緊急の必要があるとき。

三 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 第一項本文の場合において、当該処分につき審査請求がされているときは、裁判所は、その審査請求に対する裁決があつた日から三箇月を経過しても、(審査請求があつた日から三箇月を経過しても裁決がないときは、その期間を経過するまで)訴訟手続を中止することができる。

(原告適格)

第九条 処分の取消しの訴え及び裁決の取消しの訴え(以下「取消訴訟」という。)は、当該処分又は裁決の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者(処分又は裁決の効果が期間の経過その他他の理由によりなくなつた後においてもなお処分又は裁決の取消しによつて回復すべき法律上の利益を有する者を含む。)に限り、提起することができます。

(取消しの理由の制限)

第十一条 取消訴訟においては、自己

の法律上の利益に関係のない違法を理由として取消しを求めることができない。

2 処分の取消しの訴えとその処分についての審査請求を棄却した裁決の取消しの訴えとを提起するとこができる場合には、裁決の取消しの訴えにおいては、処分の違法を理由として取消しを求めることができない。

(被告適格)

第十二条 処分の取消しの訴えは、処分をした行政庁を、裁決の取消しの訴えは、裁決をした行政庁を被告として提起しなければならない。ただし、処分又は裁決があつた後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、その行政庁を被告として提起しなければならない。

2 前項の規定により被告とすべき行政庁がない場合には、取消訴訟は、当該処分又は裁決に係る事務の属する國又は公共団体を被告として提起しなければならない。

(管轄)

第十三条 行政庁を被告とする取消訴訟は、その行政庁の所在地の裁判所の管轄に属する。

2 土地の収用、鉱業権の設定その他不動産又は特定の場所に係る処分又は裁決についての取消訴訟は、その不動産又は場所の所在地の裁判所にも、提起することができます。

3 取消訴訟は、当該処分又は裁決の原因としての裁判所にも、提起することができます。

(関連請求に係る訴訟の移送)

第十四条 取消訴訟は、処分又は裁決があつたことを知つた日から三箇月以内に提起しなければならない。

(出訴期間)

第十五条 取消訴訟においては、原告が故意又は重大な過失によらないで被告とすべき者を誤つたときは、この限りでない。

2 当該処分又は裁決に關連する原状回復又は損害賠償の請求

3 当該処分に係る裁決の取消しの請求

4 当該裁決に係る処分の取消しの請求

5 当該処分又は裁決の取消しを求める他の請求

6 その他当該処分又は裁決の取消しの請求と関連する請求

7 前項の期間は、不变期間とする。

3 取消訴訟は、処分又は裁決の日から一年を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

(請求の客観的併合)

第十六条 取消訴訟には、関連請求

又は関連請求に係る訴訟の係属する裁判所は、申立てにより又は職權で、その訴訟を取消訴訟の係属する裁判所に移送することができる。ただし、取消訴訟又は関連請求に係る訴訟の係属する裁判所であると認めることは、関連請求に係る訴訟の係属する裁判所において、相

当と認めるときは、関連請求に係る訴訟の係属する裁判所は、申立てにより又は職權で、その訴訟を理由として取消しを求めることができない。

(被告を誤つた訴えの救済)

第十七条 数人は、その数人の請求又はその数人に対する請求が処分又は裁決の取消しの請求と関連請求とされる場合に限り、共同訴訟として申述をしたときは、同意したものとみなす。

(共同訴訟)

第十八条 第二項の規定を準用する。

(第二項の場合には、前条第二項の規定を準用する。)

2 前項の規定により訴えを併合することができる。

3 第二項の決定があつたときは、

4 第二項の決定があつたときは、

5 第二項の決定に對しては、不服を申し立てることができない。

6 第二項の申立てを却下する決定に對しては、即時抗告をすること

7 上訴審において第一項の決定を

8 原告による請求の追加的併合

第十九条 原告は、取消訴訟の口頭弁論の終結に至るまで、関連請求に係る訴えをこれに併合して提起したときは、裁判所は、その訴訟を管轄裁判所に移送しなければならない。

9 一方を被告として、その訴訟の当事者の一方を被告として、その訴訟の当事者の一方を被告として提起することができる。

10 第二項の規定を準用する。

(原告による請求の追加的併合)

第十九条 原告は、取消訴訟の口頭弁論の終結に至るまで、関連請求に係る訴えをこれに併合して提起

11 して提起することができる。この場合において第一項の規定を準用する。

に係る訴えを併合することができる。

2 前項の規定により訴えを併合する場合において、取消訴訟の第一審裁判所が高等裁判所であるとき

は、関連請求に係る訴えの被告の同意を得なければならない。被告が異議を述べないで、本案について弁論をし、又は準備手続において申述をしたときは、同意したものとみなす。

3 前項の規定により訴えを併合する場合において、取消訴訟の第一審裁判所が高等裁判所であるとき

は、関連請求に係る訴えの被告の同意を得なければならない。被告が異議を述べないで、本案について弁論をし、又は準備手続において申述をしたときは、同意したものとみなす。

2 前項の規定は、取消訴訟について民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第二百三十二条の規定の例によることを妨げない。

第三十条 前条第一項前段の規定により、処分の取消しの訴えをその処分についての審査請求を棄却した裁判の消取しの訴えに併合して提起する場合には、同項後段において準用する第十六条第二項の規定にかかわらず、処分の取消しの訴えの被告を得ることを要せず、また、その提起があつたときは、出訴期間の遵守については、処分の取消しの訴えは、裁決の取消しの訴えを提起した時に提起されたものとみなす。

(國又は公共団体に対する請求への訴えの変更)

第二十一条 裁判所は、取消訴訟の目的たる請求を当該処分又は裁判所に係る事務の帰属する國又は公共団体に対する損害賠償その他の請求に变更することが相当であると認めるときは、請求の基礎に变更がない限り、口頭弁論の終結に至るまで、原告の申立てにより、決定をもつて、訴えの変更を許すことができる。

2 前項の決定には、第十五条第二項の規定を準用する。

3 裁判所は、第一項の規定により訴えの変更を許す決定をするには、あらかじめ、当事者及び損害賠償その他の請求に係る訴えの被告の意見をきかなければならぬ。

4 訴えの変更を許す決定に対しては、即時抗告をすることができる。5 訴えの変更を許さない決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(第三者の訴訟参加)

第二十二条 裁判所は、訴訟の結果により権利を害される第三者があるときは、当事者若しくはその第三者の申立てにより又は職権で決定をもつて、その第三者を訴訟に参加させることができる。

2 裁判所は、前項の決定をするには、あらかじめ、当事者及び第三者の意見をきかなければならぬ。

3 第一項の申立てをした第三者は、その申立てを却下する決定に対しても即時抗告をすることができる。

4 第一項の規定により訴訟に参加した第三者については、民事訴訟法第六十二条の規定を準用する。

5 第一項の規定により第三者が参加の申立てをした場合には、民事訴訟法第六十八条の規定を準用する。

(行政手の訴訟参加)

第二十三条 裁判所は、他の行政手を訴訟に参加させることができると認めるときは、当事者若しくはその行政手の申立てにより、決定をもつて、訴えの変更を許すことができる。

2 前項の決定には、第十五条第二項の規定を準用する。

3 裁判所は、第一項の規定により訴えの変更を許す決定をするには、あらかじめ、当事者及び損害賠償その他の請求に係る訴えの被告の意見をきかなければならぬ。

4 訴えの変更を許す決定に対しては、不服を申し立てることができない。

5 第二項の決定は、口頭弁論を経なければならない。

6 第二項の申立てに対する決定に對しては、即時抗告をすることができない。

(職権証拠調べ)

第二十四条 裁判所は、必要があると認めるときは、職権で、証拠調べをすることができる。ただし、当事者の意見をきかなければならぬ。

(執行停止)

第二十五条 処分の取消しの訴えの提起は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない。

2 処分の取消しの訴えの提起がある場合において、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があるときは、裁判所は、申立てにより、決定をもつて、処分の効力、処分の執行又は手続の停止(以下「執行停止」という。)をすることができる。ただし、処分の効力の停止は、処分の執行又は手続の続行の停止によつて目的を達することができる。

3 第二項から第七項までの規定を準用する。

(内閣総理大臣の異議)

第二十七条 第二十五条第二項の申立てがあつた場合には、内閣総理大臣は、裁判所に對し、異議を述べることができる。執行停止の決定があつた後においても、同様とする。

2 前項の異議には、理由を附さなければならぬ。

3 執行停止は、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとみえるときは、することができない。

4 第二項の決定は、陳明に基づいてする。

5 第二項の決定は、口頭弁論を経なければならない。

(執行停止等の管轄裁判所)

第二十八条 執行停止又はその決定の取消しの申立ての管轄裁判所は、本案の係属する裁判所とす。

(執行停止に関する規定の準用)

第二十九条 前四条の規定は、裁判所における執行停止に関する事項について準用する。

(裁量処分の取消し)

第三十条 行政手の裁量処分については、裁量権の範囲をこえ又はその濫用があつた場合に限り、裁判所は、その処分を取り消すことができる。

(特別の事情による請求の棄却)

第三十一条 取消訴訟については、処分又は裁決が違法ではあるが、これを取り消すことにより公の利益に著しい障害を生ずる場合において、原告の受けた損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮したうえ、処分又は裁決を取り消すこ

とが公共の福祉に適合しないと認めるときは、裁判所は、請求を棄却することができる。この場合は、当該判決の主文において、処分又は裁決が違法であることを宣言しなければならない。

2 裁判所は、相当と認めるときは、終局判決前に、判決をもつて、処分又は裁決が違法であることを宣言することができる。

3 終局判決に事実及び理由を記載するには、前項の判決を引用することができる。

(取消判決等の効力)

第三十二条 処分又は裁決を取り消すには、前項の判決を引用することができる。

(取消判決等の効力)

第三十三条 処分又は裁決を取り消すには、第三者に対しても効力を有する。

2 前項の規定は、執行停止の決定又はこれを取り消す決定に準用する。

3 前項の規定は、執行停止の決定又はこれを取り消す決定に準用する。

3 前項の規定は、執行停止の決定又はこれを取り消す決定に準用する。

2 第一項の規定は、執行停止の決定又はこれを取り消す決定に準用する。

3 第一項の規定は、執行停止の決定又はこれを取り消す決定に準用する。

2 第一項の規定は、執行停止の決定又はこれを取り消す決定に準用する。

3 第一項の規定は、執行停止の決定又はこれを取り消す決定に準用する。

(第三者の再審の訴え)

第三十四条 処分又は裁決を取り消す判決により権利を害された第三者で、自己の責めに帰することができない理由により訴訟に参加することができる。

2 不作為の違法確認の訴えの原告者は、処分又は裁決についての申

訴をした者に限り、提起すること

ができる。

(不作為の違法確認の訴えの原告者)

第三十七条 不作為の違法確認の訴えは、処分又は裁決についての申

訴をした者に限り、提起すること

ができる。

(取消訴訟に關する規定の準用)

第三十八条 第十一条から第十三条まで、第十六条から第十九条ま

で、第二十一条から第二十四条ま

で、第三十二条及び第三十五条の

規定は、取消訴訟以外の抗告訴訟

に準用する。

(抗告訴訟に關する規定の準用)

第三十九条 当事者訴訟につき法令に

出訴期間の定めがあるときは、そ

の期間は、不变期間とする。

(取消訴訟に關する規定の準用)

第四十条 当事者訴訟につき法令に

出訴期間の定めがあるときは、そ

の期間は、不变期間とする。

(取消訴訟に關する規定の準用)

第四十一条 第二十二条、第二十四

条、第三十三条第一項及び第三十

五条の規定は、当事者訴訟に準用する。

ができないものに限り提起することができる。

(出訴期間の定めがある当事者訴訟)

第三十七条 不作為の違法確認の訴

訟は、出訴期間の定めがあるときは、そ

の期間は、不变期間とする。

(出訴期間の定めがある当事者訴訟)

第三十八条 第十一条から第十三条まで、第十六条から第十九条ま

で、第二十一条から第二十四条ま

で、第三十二条及び第三十五条の

規定は、取消訴訟以外の抗告訴訟

に準用する。

(抗告訴訟に關する規定の準用)

第三十九条 当事者訴訟につき法令に

出訴期間の定めがあるときは、そ

の期間は、不变期間とする。

(抗告訴訟に關する規定の準用)

第四十条 当事者訴訟につき法令に

出訴期間の定めがあるときは、そ

の期間は、不变期間とする。

(抗告訴訟に關する規定の準用)

をした行政庁にその旨を通知するものとする。

(出訴期間の定めがある当事者訴訟)

第三十七条 不作為の違法確認の訴

訟は、出訴期間の定めがあるときは、そ

の期間は、不变期間とする。

(出訴期間の定めがある当事者訴訟)

第三十八条 第十一条から第十三条まで、第十六条から第十九条ま

で、第二十一条から第二十四条ま

で、第三十二条及び第三十五条の

規定は、取消訴訟以外の抗告訴訟

に準用する。

(抗告訴訟に關する規定の準用)

第三十九条 当事者訴訟につき法令に

出訴期間の定めがあるときは、そ

の期間は、不变期間とする。

(抗告訴訟に關する規定の準用)

第四十条 当事者訴訟につき法令に

出訴期間の定めがあるときは、そ

の期間は、不变期間とする。

(抗告訴訟に關する規定の準用)

第四十一条 第二十二条、第二十四

条、第三十三条第一項及び第三十

五条の規定は、当事者訴訟に準用する。

(抗告訴訟に關する規定の準用)

第四十二条 第二十二条、第二十四

条、第三十三条第一項及び第三十

五条の規定は、当事者訴訟に準用する。

を除き、無効等確認の訴えに関する規定を準用する。

(民衆訴訟又は機関訴訟)

第三十九条 民衆訴訟又は機関訴訟で、前二

項に規定する訴訟以外のものにつ

いては、第三十九条及び第四十条

第一項の規定を除き、当事者訴訟

に關する規定を準用する。





き要件を明らかにするために、ここに明記することにいたしましたのであります。でありますから、この訴えは何らかの処分をなすべきであるにかかるわざ、これをしないことが違法であるといふのでありますまして、具体的にある特定の処分をなすべきことを請求することを許す趣旨のものではなく、処分をしないことが違法であるということが判決によつて確認されますと、何らかの処分をなさなければならぬという行政方にに対する拘束力が生ずるのであります。

さらにこの訴えの要件について若干補足いたしますと、法令に基づく申請権がある場合に限られるのでありますて、しかもこの訴えは、第三十七条で規定しておりますように、申請をした者だけに許されるのでござります。また、ことに相当の期間内といたしましては、各種の行政処分について一律に期間を本法で定めることが適當ではないからでありますて、結局は裁判所が事案々々の性質等を個々的に判断してこれをきめることにするほかはないからであります。なお、行政庁が申請を拒否したり、あるいはまた特定の行政法規にありますように一定期間内に処分しないときは、これを拒否または承認したものとみなす規定があります場合には、この訴えによるのではなくして、第二項の処分取り消しの訴えの形で不服の訴訟を提起いたすことになります。

訟をいう。」この第四条は、当事者訴訟として二つの形態の訴訟を規定いたしております。まず、前段の訴訟につきまして、たとえば行政方が決定いたしました損失補償や買収対価等の額の増減を求める訴訟のように、行政処分不服としてこれを争う性質の訴訟であります。多大の行政法規で規定いたしておりますように、行政方を被告とせずに、それに直接の利害関係がある起業者その他の実質上の当事者を被告といたしておられますのは、訴訟の型態として原告訴訟と異なるものでありますので、これを当事者訴訟として規定いたしました次第であります。従いまして、この訴訟に当たるものと認められるためには特に法令において実質的当事者を被告とする旨が定められておる場合に限られるものであります。後段の訴訟は、たとえば賃給の請求が争われる訴訟のように、実質上の当事者間に見て公法上の法律関係が争われる訴訟を規定したものであります。

たとしておるのでござります。  
次に第六条 この法律において「機関訴訟」とは、國又は公共団体の機関相互間における権限の存否又はその行使に關する紛争についての訴訟をいふ。」この第六条の機関訴訟につきましては、地方自治法等に規定されている職務執行命令訴訟のよう、機関相互の間の訴訟でありますて、それには國または地方公共団体その他の公共団体の内部における機関相互の権限争訟及び國の機関と公共団体との機関との間の権限訴訟を含む趣旨であります。この訴訟は、その性質に照らし、第四十二条で規定しておりますように、特に法律の明文がある場合においてのみ許される訴訟であります。

次に、「第七条 行政事件訴訟」に關し、この法律に定めがない事項については、民事訴訟の例による。」この第七条につきましては、すでに冒頭において述べましたところでありますて、本法は行政事件訴訟についての統一的な一般法といひたす趣旨でありますて、民事訴訟法に規定されておるすべての訴訟事項を本法で重ねて規定いたしますのは、かえつて無用の繁雑を来たしますので、本法に規定してない事項については、民事訴訟法の規定を準用してこれをまかなくことにいたしたのであります。

次に、第二章において抗告訴訟に関する規定を設け、そのうち第一節で取り消し訴訟に適用さるべき事項を規定いたしております。

「第八条 処分の取消しの訴えは、当該処分につき法令の規定により審査請求をすることができる場合においても、

直ちに提起することを妨げない。ただ法律に当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがあるときは、この限りでない。<sup>2</sup> 前項ただし書の場合においても、次の各号の一に該当するときは、裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができる。  
審査請求があつた日から三箇月を経過しても裁決がないとき。二 処分、处分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。<sup>3</sup> 三 その他裁決を経ないとにつき正當な理由があるとき。<sup>3</sup>  
第一項本文の場合において、当該処分につき審査請求があつた日から三箇月を経過しても裁決がないときは、裁判所は、その期間を経過するまで、訴訟手続を中止することができる。」<sup>4</sup>の第十八条におきまして、現行の特例法のとつております訴願前置主義を原則として廃止することにしておりまます。従来、訴願前置主義に対しましては、国民の権利の伸長に支障を与える批判があつたわけでございます。もちろん、その批判は別途本国会に提案いたしましたされております行政不服審査法により取り除かれる部分も多々ございまして、訴願を経てからでなければ出訴できませんのは妥当でないと考えられるのです。もちろん、訴願前置を必要とするについてそれ相応の理由のある

場合もござりますので、それについてはそれぞれ例外を認むべきではあります。が、一般的には、今申しましたように、訴願前置を必要要件とする事で、国民の権利伸長の見地からこれを廃止することといたしたのであります。従いまして、この結果、国民において行政処分に対し不服がある場合に行政不服審査法による不服申し立てをするが、本法の取り消し訴訟を直ちに提起するか、いずれの途を選ぶかを国民が自由に決定することができる事になるわけであります。また、これら二つの申し立てを同時にいたすことも可能に相なるわけであります。

第一項は、右に申し上げましたように、原則として訴願前置主義を廃止し、特に訴願前置を必要とするような処分につきましてはその旨をそれぞれ特別法で定めることにしたのでござります。なお、その訴願前置主義を規定するのは適当でないからであります。すなわちこれで法律と申しますのは、命令、条例などでかかる事項を規定するのは適当でないからであります。なれば、この法律をさしては狭い意味の法律をさしているわけであります。

に並行する場合が多くなることが予想されますので、これら二つの手続の調整をはかったものであります。すなわち、裁判所において、さきに訴願に対する裁決をなさしめるのが相当と考える場合には、その裁量により訴訟手続を一時中止することができるといったのであります。

次に、第九条であります。「第九条 処分の取消しの訴え及び裁決の取消しの訴え(以下「取消訴訟」という。)は、当該処分又は裁決の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者(処分又は裁決の効果が期間の経過その他理由によりなくなつた後においてもなお処分又は裁決の取消しによつて回復すべき法律上の利益を有する者を含む。)に限り、提起することができます。」この第九条の原告適格の規定につきましては、現行の特例法にはこれに関する規定はなく一般の民事訴訟の原則によつておるのであります。本条もその原則を明らかにしたにとどまるものであります。が、ただ、本法においては、民衆訴訟及び機関訴訟に規定しておりますので、それとの関係において、このことを特に明記したのであります。

カッコ書きの箇所は、従来、たとえば免職や除名などの処分の効果が、任期満了その他の理由でなくなつた場合に取消訴訟の利益が失なわれるかいかにつきまして解釈上疑義がござりますので、その場合でも、俸給や賃費請求権の行使などをお回復すべき法律上の利益がある場合には利益がある趣旨を特に明らかにしたものであります。

なお、当該処分によりこうむつた損害の賠償は、別途訴訟において解決せらるべき問題であります。これがある

からといって、ここにいう回復すべき法律上の利益あることはならないの整をはかつたものであります。すなわち、裁判所において、さきに訴願に対する裁決をなさしめるのが相当と考へる場合には、その裁量により訴訟手続を一時中止することができるといったのであります。

次に、第十条であります。「第十条 取消訴訟においては、自己の法律上の利益に關係のない違法を理由として取消しを求めることができない。」この第十条の第一項の審査請求を棄却した裁決の取消しの審査請求をとその処分について取消しを提起することができる場合に訴えと提起することができる場合に

は、裁決の取消しの訴えにおいては、

処分の違法を理由として取消しを求めることができない。」この第十条の第一項は、取消訴訟においては、自己の法

律上の利益に全く關係のない手続法規

に違反等の違法事由はこれを主張するこ

とができるないこととしたのであります。

かかる主張はそのことにより排斥

されることはございません。

次に、第十一條であります。「第十一条 処分の取消しの訴えは、処分をした行政庁を被告として提起しなければならない。ただし、処分又は裁決があつた後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、その行政庁を被告として提起しなければなりません。」前項の規定により被告とするべき行政庁がない場合には、取消訴訟は、当該処分又は裁決に係る事務の歸属する国又は公共団体を被告として提起しなければならない。」この第十一條は、現行の特例法第三条の建前を維持することにしたものであります。

たゞ、原処分の取り消しの訴えと裁決の訴えにおいて原処分の違法をも主張す

る場合が少なくなく、訴訟経済の上

の取り扱いが区々になつております。

て、処分を維持した裁決の取り消しの

あります。現行法上はこの点について

何らの規定がございませんので、裁判

所の取り扱いが区々になつております。

たゞ、従来解釈上疑義がありました

ので、その他の理由でなくなつた場合

に取消訴訟の利益が失なわれるかいか

につきまして解釈上疑義がございま

すので、その場合でも、俸給や賃費請

求権の行使などをお回復すべき法律上

の利益がある場合には利益がある趣旨

を特に明らかにしたものであります。

なお、当該処分によりこうむつた損害

の賠償は、別途訴訟において解決せら

るべき問題であります。これがある

からといって、ここにいう回復すべき法律上の利益あることはならないの整をはかつたものであります。すなわち、裁判所において、さきに訴願に対する裁決をなさしめるのが相当と考へる場合には、その裁量により訴訟手続を一時中止することができるといったのであります。

次に、第十二条であります。「第十二条 行政庁を被告とする取消訴訟は、

その行政庁の所在地の裁判所の管轄に屬する。」この第十二条の第一項によつて東京の地方裁判所の管轄に

属すると同時に、本項の規定により四

方裁判所の出先機関をいうのであ

りまして、この場合には、東京の地方

裁判所のほか、当該機関の所在地の地

域の裁判所にも、提起することができます。

訴訟は、当該処分又は裁決に関し事案

の不動産又は場所の所在地の裁判所に

も、提起することができます。」この第十二

条の規定によつて、本項の規定により四

方裁判所の出先機関をいうのであ

りまして、この場合には、東京の地方

</div

訟の係属する裁判所に管轄がない場合においても特にこれを認めたものであります。また、関連請求事件が簡易裁判所に係属する場合に取消訴訟の係属する地方裁判所に移送することを認めることといたしております。

次に、本条において関連請求の範囲を各号に掲げて、できるだけ明確にしておりますが、これは現行の特例法第六条が単に原状回復または損害賠償その他関連する請求と規定しておりまして、解釈上の疑義があつたからであります。さて、第一号は、現行法の表現と同じでありますので別段補足説明を要しないと考えます。第二号は、滞納処分や土地収用の手続のように一連の段階を追つて数個の処分がなされるというような場合には、その手続中の個々の処分の取り消しの訴えは相互に関連請求となるとの趣旨であります。第三号は、原処分の取り消しの請求に対し、その訴願裁決の取り消しの請求が関連請求であることを明らかにしたものであります。第五号は、一つの処分または訴願裁決に対し数人の者から提起される処分または裁判の取り消しの請求は互いに関連請求になります。第六号は、関連請求は右の各号には限られないで、概括的に規定したものであります。

次に第十四条であります。「第十四条  
取消訴訟は、処分又は裁決があつたことを知つた日から三箇月以内に提起しなければならない。2 前項の期間は、不变期間とする。3 取消訴訟は、処分又は裁決の日から一年を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。4 第一項及び前項の期間は、処分又は裁決につき審査請求をすることができる場合又は行政が誤つて審査請求をすることができる旨を教示した場合において、審査請求があつたときは、その審査請求をした者については、これに対する裁決があつたことを知つた日又は裁決の日から起算する。」この第十四条は、第一項において、現行の出訴期間六ヶ月を三ヶ月に短縮しております。その趣旨は、出訴期間が長期に過ぎることは行政上の法律関係の安定に支障を来たすことも少なくありませんし、また諸種の立法例においても六ヶ月のごとき長期の出訴期間を認めておるものではなく、また、一般法たる本法において出訴期間が長期に定められますと、かえつて各種特別法規においてより短期の出訴期間を定める傾向を生みまして、その間不統一を生ずる弊害があるわけであります。他方、従来の現実の出訴の状況に照らしましても、また、この出訴期間は、原告が処分を知つた日から起算されるものであり、かつこれを不变期間といしておるのでありますから、現行の出訴期間をこのように短縮いたしましても出訴権を制約するような支障は生じないものと考えられます。このような諸種の事情を勘案いたしまして、その出訴期間を本法におきましても

は「二ヶ月」とするのが適当と考えた次第であります。

次に第三項におきまして、現行規定における陳明を落としましたのは、出訴期間が訴訟要件である点にかんがみますと、正当理由があることを陳明することにしている現行の規定は適当ではないからであります。一般的の訴訟要件と同様にこの点は証明することにしたのであります。

次に第四項で行政庁が誤つて審査請求をできる旨を教示した場合の出訴期間の起算日について新たに規定を設けましたのは、現行法の解釈として審査請求が不適法であるときには、この出訴期間の延長の利益を受けることができないとされているのでございましたが、行政不服審査法案において教示の規定が設けられ、行政庁が誤つて教示した場合について、特に救済の規定を設けることによりたしておられます趣旨に従いまして、出訴期間についても段階の考慮をいたすことにしてあります。

次に、第十五条であります。「第十

五条 取消訴訟において、原告が故意又は重大な過失によらないで被告とすべき者を誤つたときは、裁判所は、原告の申立てにより、決定をもつて、被告を変更することを許すことができる。2 前項の決定は、書面でするものとし、その正本を新たな被告に送達しなければならない。3 第一項の決定があつたときは、出訴期間の遵守について、新たな被告に対する訴えは、最初に訴えを提起した時に提起されたものとみなす。4 第一項の決定があつたときは、従前の被告に対しても、訴えの取下げがあつたものとみなす。5 第一項の決定に対しても、不服

を申し立てて立てる事ができない。6 第一項の申立てを却下する決定に対してもは、即時抗告をする事ができる。7 上訴審において第一項の決定をしたときは、裁判所は、その訴訟を管轄裁判所に移送しなければならない。」この第十五条规定は、原告が被告とすべき者を誤った場合の救済を定めたものであります。まして、その趣旨においては、現行の特例法第七条と同じであります。ただ、現行法におきましては、単に被告を変更する事ができるとのみ規定しているにすぎませんので、変更後の被告は正当かどうかに鑑慮して訴訟当事者の地位が不明確となり訴訟手続の安定を害していますので、本条におきましては、裁判所が被告変更の許否を決定するという建前をとつてこれを明確にすることとしたわけであります。この許否の決定のうち、被告の変更を許す決定に対しましては、その性質上新旧両被告は不服を申し立てることでないことにとし、その決定によって直ちに被告は従前の者から新被告に変わることとなるのであります。なお、第六項において、被告変更の申し立てを却下する決定に対しては即時抗告ができるることとし、また、第七項において、上訴審で被告変更の決定をしたときは、その訴訟を管轄裁判所に移送しきは、その訴訟を管轄裁判所に移送しなければならない旨を明らかにしたのを述べたのであります。

ない。被告が異議を述べないで、本案について弁論をし、又は準備手続において申述をしたときは、同意したものとみなす。」この第十六条ないし第十九条に各種の併合について規定をいたしましたが、これは現行の特例法第六条が簡単に失して解釈上疑義がござりますので、これをそれぞれの場合において分けて規定することにいたしたものであります。

第十六条の請求の客観的併合の規定は、取消訴訟には、関連請求に限り、訴えを併合することを認めたものであります。

次に、第十七条であります。「第十七条 数人は、その数人の請求又はその数人に対する請求が処分又は裁決の取消しの請求と関連請求とである場合に限り、共同訴訟人として訴え、又は訴えられることができる。」前項の場合には、前条第二項の規定を準用する。」この第十七条の共同訴訟の規定は、関連請求に限つて共同訴訟を認めることを明らかにしたものであります。

次に、第十八条及び第十九条であります。「第十八条 第三者は、取消訴訟の口頭弁論の終結に至るまで、その訴訟の当事者の一方を被告として、関連請求に係る訴えをこれに併合して提起することができる。この場合において、当該取消訴訟が高等裁判所に係属しているときは、第十六条第二項の規定を準用する。」「第十九条 原告は、取消訴訟の口頭弁論の終結に至るまで、関連請求に係る訴えをこれに併合して提起することができる。この場合において、当該取消訴訟が高等裁判所に係属しているときは、第十六条第二項の規定を準用する。」

は、取消訴訟について民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）第二百三十二条の規定の例によることを防げない。第十八条及び第十九条は、原告または第三者が取消訴訟の口頭弁論の終結に至るまで、関連請求に限つてその取消訴訟に併合して提起することを認めた規定であります。もちろん、これらの追加的併合におきまして、追加される請求が出訴期間の経過等により本来不適法であるものを併合することを認める趣旨ではございません。なお、第十九条に第二項の規定を置きました趣旨は、第一項による追加的併合が認められるなどいかにかわらず、民事訴訟法の規定による訴えの変更の要件を満たしておる場合には、それが許されることは念のため明らかにしたものであります。すなわち、民事訴訟法の二百三十二条には「原告ハ請求ノ基礎ニ变更ナキ限り」云々とありますて、この民事訴訟法の一般的な訴えの併合の規定は、行政訴訟法においても適用のあることを念のため明らかにしたものにすぎないものであります。

少し時間がかかり過ぎますので、以下条文の朗読は省略させていただきます。

第二十条は、第十条第二項で御説明申し上げました通り、原処分を維持する裁決の取り消しの訴えにおいては、その原処分の違法を理由として取り消しを求めることができないことにいたしておりますので、この制限によっておりませんので、この制限によって原告に不測の不利益を与えないようになります。

に、裁決の取り消しの訴えが控訴審に係属いたしております場合においても、処分の取り消しの訴えの被告の同

意を得ることなくして裁決の取り消しができるようにいたしますとともに、また出訴期間の順守につきましても初めに裁判の取り消しの訴えを提起したときに処分の取り消しの訴えの提起があつたものとみなすこととしたものであります。

次に第二十一条は、取消訴訟の請求を国または公共団体に対する損害賠償その他請求に交代的に変更するなどを認めたものであります。現行法にはこれに關する何らの規定がありませんので、判例も区々にわたり解釈上一定いたしておりません。と申しますのは、行政事件を民事事件に変更することは、その訴訟手続を異にするものに変更するわけでありますので、民事訴訟法の建前からは許されないことがあります。すなわち、民事訴訟法の二百三十二条においても、この変更を認めないものであります。

すなわち、民事訴訟法の二百三十二条には「原告ハ請求ノ基礎ニ変

更ナキ限り」云々とありますて、この民事訴訟法の一般的な訴えの併合の規定は、行政訴訟法においても適用のあることを念のため明らかにしたものにすぎないものであります。

少し時間がかかり過ぎますので、以下条文の朗読は省略させていただきます。

第二十条は、第十条第二項で御説明申し上げました通り、原処分を維持する

裁決の取り消しの訴えにおいては、その原処分の違法を理由として取り消

しを求めることができないことにいた

ておりますので、この制限によって

原告に不測の不利益を与えないよう

になります。

に、裁決の取り消しの訴えが控訴審に

係属いたしております場合においても、

処分の取り消しの訴えの被告の同

意を得ることなくして裁決の取り消

しができるようにいたしますとこ

とに、裁決の取り消しの訴えを提

起したときに処分の取り消しの訴

えの提起があつたものとみなすこと

としたものであります。

次に第二十二条と第二十三条の訴

訟参加につきましては、現行の特例法

第八条が第三者の訴訟参加と行政府の

訴訟参加とを區別することなく規定し

ております。それぞれの参加人の訴

訟法上の地位が明らかでありません

で、それら二つの訴訟参加に對応して

規定を分けてその趣旨を明らかにする

ことにいたるものであります。

まず、第二十二条の訴訟参加は、第

三十二条において取消判決の効力は

第三者にも及ぶといたしておりますす関

係上、その訴訟に参加した第三者につ

いては、民事訴訟法第六十二条规定

して必要的共同被告の地位に準ずるも

のといたしております。また、かよう

か訴えの変更となりますと、旧被告

は行政府より國または公共団体に変え

られることは、通常、当事者の任意的

変更を認めない民訴の建前に反し、し

かも訴えの変更となりますと、旧被告

は行政府より國または公共団体に変え

られることは、通常、当事者の任意的

変更を認めない民訴の建前に反し、し

かも訴えの変更

次に、第一十六条は、現行法では裁判所はいつで職権で執行停止の決定を取り消すことができるようになりますが、先ほど申し上げましたように、この法律では執行停止の決定に対する不服の道を開くことにしてしまったので、職権取り消しの規定は、これをやめて民事訴訟の仮処分制度の事情変更における取り消しの申し立てと同じ建前を採用いたすこととしたのであります。そして、この申し立てに対する決定及びこれに対する不服について本条第二項において所要の規定を設けております。

定後になつて公共の福祉に重大な影響を及ぼすことが明らかになることがありますことに徴しても当然のことであると思われる所以であります。

現行法におきましては内閣総理大臣が異議を述べた場合の裁判所の処置について規定を欠いておりますが、これは從来一般に解釈されておりました通り、本条第四項において、決定前に異議があれば、裁判所は執行停止をすることができる、また、停止決定後に異議があれば、裁判所はその決定を取り消さなければならないことといたしました。なお、停止決定後の異議を述べるべき裁判所につゝては本件第五項に

も乱用にわたることのないことを期し、かつ、異議を述べることについての政治的責任を明らかにすることとした次第であります。

次に、第二十九条は、現行法上執行停止またはその決定の取り消しを申請する立てる裁判所がどこであるか明らかではありませんので、これを明らかにいたしましたのであります。

次に、第二十九条は、裁決の取り消しの訴えの提起があつた場合の執行停止に関するものであります。この規定は、裁決の内容によつてはその裁決の執行禁止と必要とする場合を除く。

定されたものであります。その要領の表現が必ずしも適切ではないため、従来の判決例のうちには、この制度趣旨に沿わないと思われるのも見出されるのであります。それで、まず第一項において、その要件の趣旨をできるだけ明らかにし、誤解を生じないように改めることとしたしました。

次に本条第一項に基づいて、違法であるが請求を棄却する場合、現行の判決例第十一條第二項では処分が違法であることとを判決で示さなければならぬといふことを規定するにとどまりますが、判決の効力を明確にするために主文に

はいわゆる判決の形成的効力に関するものでありまして、判決の既判力に関するものではないのであります。ところで現行の特例法は、これについて特別に規定を設けないで、解釈理論によだねていたわけでございまして、取消判決の効力も通常の民事訴訟と同様に当事者間にのみ及ぶにすぎないものと解すべきであるとする説がございますが、取消判決の効果、すなはち处分が取り消された場合の効果が訴訟の当事者と第三者との間で区々になることは、法律秩序の維持の見地から適当とは思われませんので、学説、判例に

この執行停止の裁判は、本案の訴訟における終結判決と異なり、判決前の暫定措置としてなされる行政処分的性質のものでありますから、これに対しても制約を加えても、差しつかえのないことは、純然たる司法作用に対する場合におけるそれとは異なるのであります。他面、執行停止が公共の福祉に重大な影響を及ぼすにおいては、行政政府として無関心たり得ないのでありますから、その首長たる内閣総理大臣においてその政治的、行政的責任にかんがみ、裁判所に対し異議を述べる道を開く必要があるのであります。しかも、この異議は執行停止の裁判の前後を問わずその道を開く必要があるわけでありまして、このことは執行停止決

し、しかもその異議の理由においては処分の執行をしなければ公共の福祉に重大な影響が及ぶおそれのある事情を具体的に示すものとしたております。そして前者の異議の理由が付されないときにはその異議の効力はないわけであります。後者の事情の明示をかりに欠くことがあっても異議の効力には影響ないものとする趣旨において規定いたしております。さらに本条第六項におきまして、内閣総理大臣は、真にやむを得ない場合でなければ、この異議を述べてはならないこと、及び異議を述べたときには、次の常会において国会にこれを報告しなければならないことといたしました。かような処置により内閣総理大臣の異議がいやしく

次に第三十二条は、いわゆる裁量処分につきましては、行政事件訴訟の裁判の特質にかんがみ、行政庁にその裁量権の範囲を逸脱しましたは乱用があつた場合に限り、裁判所は、これを取り消すことができるとしたものであります。一般に現在においても認められているところであります。

次に第三十三条のいわゆる事情判決を定めた規定について申し上げます。

現行の特例法第十一条は、本来、たとえば河川の使用許可に基づき大規模なダムが建設せられた後に、その許可が違法であるとして取り消された結果、公の利益に著しい障害を生ずる場合など特別の場合に対処する処置として規

宣言することができないこととしていたのですがあります。かような裁判を認めますと、趣旨は、終局判決前に裁判所が違法の判断を示して、行政庁側において損害の除去、補てんがなされることを期待し、これを勘案して終局判決をいたすことによつて事案について妥当な解決をはかるうとしたものであります。この違法宣言の判決は、訴訟法の中間判決とは異なる特殊な中間的裁判でありますと、これに対しても、独立して上訴はできないものと解しております。なお、第三項の規定は、判決書の記載において無用な手数を省くためのものであります。

次に第三十二条は、取消判決の効力は、当事者以外の第三者にも及ぶことの明記いたしたものであります。これが

を委任停止の決定すればこれを取扱い済す決定に準用することにしております。が、これも右と同様の趣旨であります。

次に第三十三条は、取消判決の拘束力を定めるものでありますて、第一項は、現行の特例法第十二条と同趣旨であります。まず、第二項は、たとえば申請を却下した処分が違法であるとして判決によつて取り消され、その判決が確定した場合、その申請に対する行政の取り扱いは、従来必ずしも一定しておりませんでしたので、第一項の拘束力を具体的に明らかにする意味で、处分行政庁は、判決の趣旨に従つて、あらためて申請に対する処分をしなければならないことを特に明記することにいたしたものであります。また、第三項は、たとえば審査請求を認

次に、第一十六条は、現行法では裁判所はいつで職権で執行停止の決定を取り消すことができるようになりますが、先ほど申し上げましたように、この法律では執行停止の決定に対する不服の道を開くことにしてしまったので、職権取り消しの規定は、これをやめて民事訴訟の仮処分制度の事情変更における取り消しの申し立てと同様建前を採用いたすこととしたのであります。そして、この申し立てに対する決定及びこれに対する不服について本条第二項において所要の規定を設けております。

次に、第二十七条におきまして、内閣総理大臣の執行停止に対する異議を存置し、その異議は執行停止の前後を行なうとともに、この異議が不当に行なわれないように配慮した規定を設けることといたしました。

定後になつて公共の福祉に重大な影響を及ぼすことが明らかになることがあります。り得ることに徴しても当然のことであると思われる所以であります。

現行法におきましては内閣総理大臣が異議を述べた場合の裁判所の処置について規定を欠いておりますが、これは從来一般に解釈されておりました通り、木条第四項において、決定前に異議があれば、裁判所は執行停止をすることができる、また、停止決定後に異議があれば、裁判所はその決定を取り消さなければならないことといたしました。なお、停止決定後の異議を述べるべき裁判所については本条第五項により、これを明らかにすることといたしております。

しかし、もとより、この異議の制度が国民の権利救済を不當に阻害するようなことが万一にもあつてはなりませんので、まず第一に異議を述べるにつ

も乱用にわたることのないことを想し、かつ、異議を述べることについて立てる裁判所がどこであるか明らかにいたりませんので、これを明らかにいたしました。 次に、第二十八条は、現行法上執行停止またはその決定の取り消しを申し立てたものであります。

次に、第二十九条は、裁決の取り消しの訴えの提起があった場合の執行停止に関する前四条を準用することにいたしました。この規定は、裁決の内容によつてはその裁決の執行停止を必要とする場合もありますし、また、特別法でいわゆる裁決主義をとつてゐるものにつきましては、裁決を取り消しの訴えの提起があつた場合に置いて、原処分の執行を停止し得る道を開いておく必要がありますので、これらが必要に応じて設けることになつたした次第であります。

定されたものであります。が、その要領の表現が必ずしも適切ではないため従来の判決例のうちには、この制度趣旨に沿わないと思われるものを見出されるのであります。それで、まず第一項において、その要件の趣旨をできるだけ明らかにし、誤解を生じないように改めることいたしました。

次に本条第一項に基づいて、違法であるが請求を棄却する場合、現行の判決例法第十一條第二項では処分が違法であることを判決で示さなければならぬことを規定するにとどまりますが、判決の効力を明確にするために主文において違法であることを宣言しなければならないこととしました。

次に第二項は、現行法の認めない新しい制度を導入いたしております。すなわち、裁判所は、事案の性質上、相当事と認めるときは、終局判決前に、判決をもつて、処分が違法であることを

はいわゆる判決の形成的効力に関するものでありまして、判決の既判力に関するものではないのであります。ところで現行の特例法は、これについて特別に規定を設けないで、解釈理論によればいたわけございまして、取消判決の効力も通常の民事訴訟と同様に当事者間にのみ及ぶにすぎないものと解すべきであるとする説もございますが、取消判決の効果、すなわち处分が取り消された場合の効果が訴訟の当事者と第三者との間で区々になることは、法律秩序の維持の見地から適当とは思われませんので、学説、判例に従つて、取消判決の効力は、訴訟の当事者以外の第三者にも及ぶことにしたわけであります。そしてこれに関連して第二十四条の第三者の訴訟参加の規定を整備いたしましたことは、すでにさきに御説明申し上げました通りであります。なお、本条第二項で、この規定

容した裁決をその内容の違法を理由として取り消す判決が確定いたしますれば、それによって不服申し立ては、そ続上の違法を理由として取り消す判決が確定した場合については、行政庁はいかなる拘束を受けるかを明らかにすることにいたしました。なお、第四項は、執行停止の決定についても関係行政庁を拘束する必要がある場合を考えられますので、第一項を準用することにしたものです。

次に第三十四条は、先ほど申し上げましたように、取消判決の効力は第三者にも及ぶとしたままで、もし第三者が自己の責めに帰することができない理由によって訴訟に参加することはできず、従つて重要な攻撃防御を尽くすことができなかつたようならぬ場合には、この第三者の利益を保護する道を講ずる必要がありますし、また、その道は決して閉ざされてはならないものであります。そこでかよくな第三者は特に、かつ例外的に、再審の訴えを提起することができますが、開いたたるものであります。なお、第二項で確定判決を知った日から三十日以内といふのは、判決が確定したことを見た日から三十日以内の趣旨であります。

次に第三十五条は、一般に取消訴訟において訴訟費用の裁判が確定すれば、その裁判の効力は、本来、国または公共団体に帰属すべきものと考えられるのでありますが、この種の訴訟に

おいては、形式上は行政訴訟が当事者たるは参加人となつておりますので、訴訟費用額の確定申請をだれが、また、だれに對してするか、また、強制執行法上、いきましたので、特にこの点につき明文を設けることとしたものであります。

次に第三十六条は、無効等確認の訴えの原告適格の特例を定めたものであります。従来、行政処分の無効等確認訴訟の性質につきましては、種々の疑惑があることは、さきにも触れましたところでございますが、行政事件訴訟を類型化してその適用法規を明らかにするためには、どうしても訴訟の性格をまずもつてすつきりとしたものにする必要があるわけでありまして、この訴えのときは、その代表的なものであります。ところで、現在行政処分の無効確認訴訟は、その実質において、買収処分の無効であることを前提とする所有権の確認訴訟にはかならないのでありますので、過去の法律關係の確認といふ訴訟の理論にも反することとなることにも見出せないものであります。そこで本条は、無効等確認を求める訴えは、当該処分もしくは裁決の存否または効力の有無を前提とする現在の法律關係に関する訴えによつては目的を達成することができないような場合、特殊な場合において、これを提起するにつき法律上の利益を有する者のみがこの

訴えを提起することとができるわけであります。次に第三百七条は、不作為の違法確認の訴えの原告適格を定めたものであります。この種の訴えはだれにでも提起できるといったまでは不相当でありますので、申請をした者に限って提起することができるとしたものであります。

次に第三百八条は、無効等確認の訴え、不作為の違法確認など取消訴訟以外の抗告訴訟に取消訴訟に関する規定の準用する範囲を明らかにいたしたものでありますして、これらは学説、判例の趣旨に沿つたものであります。

次に第三百九条は、第四条前段の当事者訴訟が提起されたときは、裁判所は、当該処分または裁決をした行政庁に出訴の通知をするものとするところを定めたものであります。この趣旨は、裁判所が当該当事者訴訟の対象となつてゐる法律関係に關係の深い行政庁に出訴を通知して訴訟参加の機会を与えるようとするにあります。なお、本条は訓示的なものでありますから、この通知を裁判所がしなかつたとしても、訴訟手続の違法を来たすものでないと解釈すべきものであります。

次に第四十条第一項は、各種法令に提出期間の定めがある当事者訴訟について、その出訴期間は、不变期間とすることは、このような当事者訴訟に第十五条(被告を誤った訴えの変更)の規定を準用することにしたものであります。

次に第四十一条は、当事者訴訟に抗明らかにしたものであります。

次に第四十二条は、民衆訴訟及び機関訴訟については、その特殊性にかんがみ、法律にこれを許す旨の定めがある場合において、法律に定める者のみが提起することができるにしたるものであります。

次に第四十三条は、民衆訴訟または機関訴訟の特殊性にかんがみ、単に訴訟の対象の類型に従つて、たとえは選挙訴訟のように処分の取り消しを求める性質のものについては、取消訴訟に関する規定を、地方自治法第二百四十三條の二に規定する納稅者訴訟のうち行政処分の無効確認を求めるものについては、無効等確認の訴えに関する規定を、また損失補償を求める納稅者訴訟については、当事者訴訟に関する規定を準用するというようには、抗告訴訟または当事者訴訟に関する規定を概括的に準用することにいたしたものであります。まして、これらの訴訟については、他の法令においてそれが必要に応じて特別の規定があることを前提とするものであります。

次に第四十四条は、現行の特例法第十条第七項と同じ趣旨でありますが、この規定の趣旨としますところは、公権力の行使を阻害するような仮処分をすることはできないといふのでありますから、規定の位置を移し、補則のところに、これを規定いたすこととしたものであります。

次に第四十五条は、私法上の法律関係に関する訴訟において、行政処分の存否または効力の有無が争われている場合には、その訴訟は、性質において

本法にいう行政事件訴訟ではなく、民  
事訴訟と解されますが、その争  
点が行政処分に関するものであること  
にかんがみ、かつ、無効等確認の訴え  
との均衡を考慮して、行政事件訴訟を  
開する規定のうち、若干の条項、たと  
えば行政庁の訴訟参加の規定（第二十  
三条）、出訴の通知の規定（第三十九  
条）、職権証拠調べの規定（第二十四  
条）及び訴訟費用の裁判の効力の規定  
(第三十五条)を準用することにいたし  
たものでございます。  
最後に、附則について申し上げます。  
附則第一条は、この法律の施行期日を  
本年の十月一日といたしております。  
附則第二条は、現行の行政事件訴訟  
特例法を全面改正して本法案を提出い  
たすこととなりましたので、これを廃止す  
ることにいたしたものであります。  
附則第三条は、この法律の施行につ  
いての経過措置に関する一般原則を掲  
げたものであります。通常の例にな  
らったものであります。  
以下、事項毎に特別の経過措置を定  
めております。すなわち、附則第四条  
は、第八条（処分取消しの訴えと審査  
請求との関係）、との関係上、この法律  
の施行前に訴訟期間を経過したものに  
つきましては、この法律施行後も、な  
お、旧法第二条の例によることにいた  
しております。

格については、なお、從前の例による

ことにいたしました。

附則第七条は、第十四条(出訴期間)第一項、第三項、第四項に関する出訴期間の超過措置であります。

附則第八条は、取消訴訟以外の抗告訴訟に関する超過措置であります。第一項は、第九条(原告適格)及び被告適格(第十一條)に関するものであり、第二項は、第十条第二項(取消しの理由の制限)に関するものであります。

附則第九条は、第三十九条(出訴の通知)の規定は、この法律施行後に提起された当事者訴訟についてのみ適用されることにしたるもので裁判所の負担を考慮したものであります。

附則第十条は、民衆訴訟及び機関訴訟に関する超過措置であります。

の訴訟で処分または裁決の取り消しを求めるものについては、今申し上げました取消訴訟に関する超過措置に関する規定、すなわち、附則第四条(訴願前置に関する超過措置)、附則第五条(取消しの理由の制限に関する超過措置)、附則第六条(被告適格に関する超過措置)及び附則第七条(出訴期間に関する超過措置)を準用し、また、この訴訟で処分または裁決の無効の確認を求めるものについては、無効等確認の訴えに関する超過措置、すなわち、附則第八条(取消訴訟以外の抗告訴訟に関する超過措置)を準用することにしています。

附則第十二条は、この法律施行の際に係属している処分の効力等を争点とする訴訟については、第三十九条(出訴の通知)の規定は、この法律の施行後に新たに処分の存否または効力の

有無が争われるに至った場合にのみ準用することといたしておりますが、これは附則第九条で申しましたのと同じ

第一項、第三項、第四項に関する出訴期間の超過措置であります。

附則第八条は、取消訴訟以外の抗告

訴訟に関する超過措置であります。

第一項は、第九条(原告適格)及び被告適格(第十一條)に関するものであり、第二項は、第十条第二項(取消しの理由の制限)に関するものであります。

附則第九条は、第三十九条(出訴の

通知)の規定は、この法律施行後に提

起された当事者訴訟についてのみ適用

されることにしたるもので裁判所の負担を考慮したものであります。

附則第十条は、民衆訴訟及び機関訴

訟に関する超過措置であります。

の訴訟で処分または裁決の取り消しを求めるものについては、今申し上げました取消訴訟に関する超過措置に関する規定、すなわち、附則第四条(訴願前置に関する超過措置)、附則第五条(取消しの理由の制限に関する超過措置)、附則第六条(被告適格に関する超過措置)及び附則第七条(出訴期間に関する超過措置)を準用し、また、この訴訟で処分または裁決の無効の確認を求めるものについては、無効等確認の訴えに関する超過措置、すなわち、附則第八条(取消訴訟以外の抗告訴訟に関する超過措置)を準用することにしています。

附則第十二条は、この法律施行の際に

係属している処分の効力等を争点

とする訴訟については、第三十九条(出訴の通知)の規定は、この法律の施

行後に新たに処分の存否または効力の

て少しくお尋ねをいたしたいと思いま

す。なお私、各方面につきましてお尋ねをいたしますが、こ

れは附則第九条で申しましたのと同じ

趣旨であります。

以上をもって本法案の逐条説明を終

わりたいと思います。

なお、説明の不十分な点につきまし

ては、御指摘により補足して御説明申

し上げることにいたしたいと存じま

す。

○河本委員長 これにて説明は終わり

ました。本案に対する質疑は後日行な

うことにいたします。

○河本委員長 裁判所職員定員法の一

部を改正する法律案を議題とし、審査

を進めます。

質疑の通告があります。これを許し

ます。上村千一郎君。

○上村委員 裁判所職員定員法の一

部を改正する法律案につきまして、この

要點のみ、三質問をいたしたいと

思います。

第一審における訴訟の適正、迅速な

処理をはかるということは、現在国民

の各階層におきまして痛切に感じてお

ります。そういう点からい

たしまして、どうしたならば第一審

における訴訟の適正、迅速な処理をは

かり得るかということは、これは單に

下級裁判所の裁判官の員数及び裁判官

以外の裁判所の職員の員数を増加する

は当然でござりますけれども、やはり、何と申しましても判事の負担過重

といふことはおとうべくない事実で

ございますので、そういう大都会の裁

判所に充員をはからうということで、たとえば東京に二十五名、横浜に四

名、大阪に二十二名、京都に五名、神

戸に五名、名古屋七名、広島、福岡三

名、こういったような具体的な数を算

見ますと、三十三年度は判事が二十名

増員された。三十四年度は判事補が二

十名増員された。三十五年度は判事が

五十名増員された。ただし、一方簡裁の

判事が三十名減少された。そして三十六

年度は判事は二十八名増員された。

過去四年間におりましては、計百十八

名増員されておることになつておる。

この点につきましては間違いがあるか

ないか、冒頭においてお尋ねをいたし

ておきたいと思います。

○津田政府委員 ただいま御指摘の点

を改正する法律案につきまして、この

要點のみ、三質問をいたしたいと

思います。

第一審における訴訟の適正、迅速な

処理をはかるということは、現在国民

の各階層におきまして痛切に感じてお

ります。そういう点からい

たしまして、どうしたならば第一審

における訴訟の適正、迅速な処理をは

○桑原最高裁判所長官代理者 大都会の裁判所に非常に事件が輻湊いたして

おりますので、そういう大都会の裁

判所に充員をはからうということで、たとえば東京に二十五名、横浜に四

名、大阪に二十二名、京都に五名、神

戸に五名、名古屋七名、広島、福岡三

名、こういったような具体的な数を算

見ますと、三十三年度は判事が二十名

増員された。三十四年度は判事補が二

十名増員された。三十五年度は判事が

五十名増員された。ただし、一方簡裁の

判事が三十名減少された。そして三十六

年度は判事は二十八名増員された。

過去四年間におりましては、計百十八

名増員されておることになつておる。

この点につきましては間違いがあるか

ないか、冒頭においてお尋ねをいたし

ておきたいと思います。

○上村委員 ただいま御指摘の点

を改正する法律案につきまして、この

要點のみ、三質問をいたしたいと

思います。

第一審における訴訟の適正、迅速な

処理をはかるということは、現在国民

の各階層におきまして痛切に感じてお

ります。そういう点からい

たしまして、どうしたならば第一審

における訴訟の適正、迅速な処理をは

かり得るかということは、これは單に

いろいろ具体的に変遷はあると思ひます

ます。

○桑原最高裁判所長官代理者 もちろ

ん供給源につきましては、その当時に

おいて確実な数字をつかむといふこと

は、将来のことです。

お尋ねされたか、御説明を承りたい。

○桑原最高裁判所長官代理者 七十四

年にはございました。

○上村委員 そういたしますと、七十

名の増員の御要求をされ、十五名に

求められたか、お尋ねをいたしたいと思ひます。

お考えになつておられるかどうか、お

尋ねします。

○津田政府委員 ただいま申し上げま

したように、充員の見通しその他を考

慮いたしますすると、その程度が適当で

あるといふふうに考えた次第でござい

ます。

○上村委員 そういたしますと、裁判

所側といたされて、大蔵省の関係につ

いては三十七年度何名増員の御要求を

されましたか、お尋ねをいたしたいと思ひ

ます。

○桑原最高裁判所長官代理者 七十四

年にはございました。

○上村委員 そういたしますと、七十四

年にはございました。

けれども、そうしてまた七十四名とい  
う数を獲得いたした場合に、これの充員  
につきましては、從来の経過にかんが  
みまして相当困難はあるといふように  
は考えられます。十分努力をしていくく  
とということによつて、何とか充員ができる  
きるのじやないかというふうに考えた  
わけでござります。

○上村委員 それではこういうふうに  
理解していいかお尋ねをいたしたいと  
思ひます。実は供給源の問題もあるけれ  
ども、しかし、十五名以上少なくとも  
この目的を達するためには必要だと  
思うけれども、どうも予算措置ができ  
なかつた、やむを得ず十五名にとど  
まつたのだと、こういうふうに理解して  
よろしいか、再度お尋ねをいたしてお  
きたいと思います。

めて過重になつておる現状としては、大いにこの点について目をあいてもらいたいというふうに願つておる一員であるわけですが、十分であるといふふうなことになれば、われわれの考え方であれば、また変わるわけです。また供給源といふものが十五名以上はちょっとむづかしいというようなお考えであれば、また考えも変えなくちやならないと思うし、そちらであるならば、少なくとも七十四名という要求はちょっとサバを読むといふようなことに相なりやしないか、こういう意味においてお尋ねをいたしておるわけです。率直な御答弁を一つ伺いたい、こう思ふわけです。

一審の新受件数は大体において遞減の傾向を示しております。すなわち民事事件は、これは平均でございますが、六万八千四十件が六万五千六百三十七件、刑事案件は、七万五千三百二十件が七万三千二百九件、それぞれ約二千件近く減少しておる傾向にあります。しかも、その所要平均審理期間を資料で拝見いたしますと、これは全国平均でござりますが、三十四年と三十五年の比較で、刑事案件はほぼ横ばい傾向、民事事件は審理期間が多少延長をしておる、この点につきましては、この判事の増員が行なわれておる期間です。そういう際に、事件が減少し、審理期間が伸びておる、こういう状態に入つておる。これは私、最近の事件が、件数によらずして、事件の内容がきわめて

の複雑さをいろいろなことが大きな力を持つておるということは、御指摘の通りだと思います。ただ、この間の事情につきまして、もう一点考えられることは、新受事件のみならず、裁判所には、従来裁判官の負担過重の原因によりまして、相当古い事件が未済事件として残つておるという事情があるわけでございます。その間、増員されました裁判官を、そういう未済事件を比較的多くかかえているといふ裁判所に配置いたしました結果、そういう古い事件が順次解決されていった。そうして全体的な数から見れば、既済事件がだんだんふえていつているという状況が出ておるわけであります。従いまして、その既済事件の中に、そういう長期にわたって審理期間を要して

○桑原最高裁判所長官代理者 三十六  
司法年度について申し上げますと、判事の退職者の数は総計五十六名といふらになつております。その内訳でござりますが、任期が満了して退官した者、それから任意退官した者、合計十八名、それから定年退官者が二十九名、死亡者が九名、以上合計五十六名というふうになつております。

○上村委員 定年とか死亡といふのは、これは原因がわかつておるわけですが、任意退官、これはどういう原因で任意退官が行なわれるのだろうか、そういう点につきまして少しく御説明を承りたい。

予算ではそういう経過でございましたけれども、予算の折衝のその後の経過にかんがみまして、最も確実な供給源、すなわち最も確実に充員し得ると、いう状況を考えますと、十五名ならば必ずこれは充員できるというふうに考えたわけござります。

す。先ほども申し上げましたように、当初予算におきまして七十四名の要求をいたしました。これを何とかして充員いたしたいというふうに考えたわけであります。ただ、判事の充員ということは非常に困難な事情でございまして、法曹一元といふようなこともやか

がきわめて複雑の様相を来たしてきておると思うのです。そうしますと、それによつて適用するところの実体法といいたしましても、なかなか適用上苦心の要るところもあるし、また訴訟法との関連におきまして、裁判官に対する過重が相當ある。だから統計だけでは論じ

として現われますところによりますと、審理期間が一般的に長くなつたと、いうような印象も受けるわけでありますけれども、その中に、ただいま申し上げました長期にわたつて未済となつておつた事件といふものが統計の中に平均として入つて参りますので、そうち

るという方が大部分のようであります。ごく一部分には、公証人に就任されるために退職されるという方が、少数でありますけれどもあります。

は不足である、また十五名以上実は供給源があるのではないか、しかしながら、大蔵省の方と十五名に結局予算措置の話し合がついたのだ、不十分であるけれども、とにかくこの程度で本年度は話し合がついたのだ。こういふうに理解し、なお今後大蔵省としても、判事の増員については、特に現在の第一審の訴訟の適正、迅速な処理として、事件がきわめて複雑化してきている、そこで裁判官の負担といふものがきわど

打つていかなければ非常に困難な事情にあることは御指摘の通りだと思います。われわれとしては、事件の激増、複雑化、こういったような状況に対処いたしまして、毎年できる限りの努力をいたして判事の充実をはかつていただきたいというふうに考えておるわけであります。

○上村委員 今の点はその程度でとどめまして、提出されました参考資料を調べて参りますと、三十三年から三十年にかけまして、民事、刑事とともに第

であろうというふうに思うわけですが、その間につきまして一つ御意見を承りたい、こう思ひます。

○桑原最高裁判所長官代理者 審理事件の経過につきましては、今御指摘の通りでござります。そしてその原因につきまして、審理事件の減少について、裁判官の増員などいう関係にあるかといふ点につきましても、御指摘の通りでございます。確かにそういう事情はあると思うのであります。事件の数ということのみではなく、その内容

○上村委員 最近といいますか、三十六年における判事の退官状況につきまして、具体的な点を説明していただきたいと思います。要するに、三十六年度におきまして判事の方が定年で退官したがあるいは任意退官したが、あるいは死亡によりまして退官したが、要するに減少数ですね。その実況につき除きますと、実質上審理期間は逐次短かくなりつつあるといふような状態にあると思います。

置されれば、根本的に検討されていくであろう。こう思いますので、この点はこの程度でおきたいと思います。

次に、判事欠員の補充及び新規採用の状況というものについて少しう御説明を賜わりたいと思います。要するに供給源ですね、その実態につきまして少しうお尋ねをいたしたいと思います。

○桑原最高裁判所長官代理者 判事の補給源として考えられますことは、判

○上村委員 今の点はその程度でとどめまして、提出されました参考資料を調べて参りますと、三十三年から三十年にかけまして、民事、刑事とも第

通りでござります。そしてその原因につきまして、審理事件の減少について、裁判官の増員などという関係において、裁判官の増員などといふ点につきましても、御指摘の通りでござります。確かにそういう事情はあると思うのであります。事件の数ということのみではなく、その内容

六年における判事の退官状況につきまして、具体的な点を説明していただきたいと思います。要するに、三十六年度におきまして判事の方が定年で退官したかあるいは任意退官したか、あるいは死亡によりまして退官したか、要するに減少数ですね。その実況につきまして

○桑原最高裁判所長官代理者 判事の  
補給源として考えられますことは、判  
明を賜わりたいと思います。要するに  
供給源ですね、それの実態につきまし  
て少しうれをいたしたいと思いま  
す。

の複雑さをいろいろな力を持つ  
ておると、いろいろな御指摘の通り  
まして一つ御説明を伺つておきたいと  
思ひます。

まして一つ御説明を伺つておきたいと思ひます。

○桑原最高裁判所長官代理者 三十六  
司法年度について申し上げますと、判

事の退職者の数は総計五十六名といふうになつております。その内訳でござりますが、任期が満了して退官し

た者、それから任意退官した者、合計十八名、それから定年退官者が二十九名、延<sup>ノ</sup>者<sup>ノ</sup>一名、以<sup>テ</sup>合計五十六名

名  
列亡者が九名、以上合計五十六名  
といふらになつております。

は、これは原因がわかつておるわけですが、任意退官、これはどういう原因で任意退官が行なわれるのだろうか、

○上村委員 それに関連して少しくお尋ねをいたしておきたいと思うのですが、判事の資格をお持ちになられておつて、そして裁判に閑手、こいない立場におられる者、これはおありだと思うのです。その人數というものは、一体現在どのくらいであろうか、お尋ねをしておきたいと思います。

○桑原最高裁判所長官代理者 判事といわば判事補も含めてでございますが、裁判官の資格を持つておりますが、裁判所のほかの仕事をしておるという者は、狭い意味での司法行政事務に従事している方と、それから調査官または研修所の教官に当たられている者と大体二つに分けられると思うのであります。前者の司法行政事務に従事している者の数を申し上げますと、現在のところ、判事が三十二名、判事補十四名、合計四十六名、それから裁判所調査官、研修所教官に当たられておる者の数は、判事の方で二十五名、判事補の方で三名、合計二十八名というふうになつております。

がきをもめて適任な部署であらうとは推察いたしまするが、裁判官の供給源がきわめて枯渇いたしておるというようより行政官によつて、要するに裁判官の資格を持つてない方々によつて補充し得る余地があるのかないのか、この点につきまして少しくお尋ねをいたしておきたいと思ひます。

○桑原最高裁判所長官代理人　まず最高裁判所の調査官、それから各種の研修機関におきましては、これは裁判官を当てるということについては、それほど大きな問題はないと思ひます。あとは司法行政事務の面におきまして、裁判官の資格を持たない人にだんだんそういう地位をつけいくべきじやないかという考え方が出てくると思うのでありますけれども、少なくとも現在、最高裁判所事務総局の局課長、それからこれを直接補佐いたします何名かの直属の裁判官、それから全国の高等裁判所の事務局長、そういうものもしばらくの間はやはり裁判官の資格を持つている人によつて担当せるということによつて、司法行政事務の円滑な処理ができるといふふうに考へるわけでござります。

○上村委員　次に交通事件の最近の激増ということにつきましては、国民各方面におきまして、最も頭を悩ましておる事柄でございます。現在におきましては、三十七年度の予算措置としまして――現在審議中ではござりますが、予算措置としましては横浜、名古屋に交通裁判所が新設されることとなつておるようであります。また、法務省においても交通事故処理機能の充実をはかるために、副検事二十名、検察

事務官四十名の増員を行なうよう予算措置を折衝し、大体話し合いがついておりまゐるかのように承っております。裁判所側として、簡裁の判事あるいは書記官の増員といふ点——なお最近の交通事故が非常に最近はふえてきております。これが地方裁判所に起訴される件数が非常に最近はふえてきております。す。こういう点から勘案いたしますと、裁判所側いたしましては、地裁の判事の増員といふような点も考えられる必要がないであろうか、こういふふうに思われるのあります。その点について裁判所側の御意見を承つておきたいと思います。

ういつたことについていかなる対策をとるべきかということについて、研究しておるわけ段階にあるわけございますが、しかし、現在の段階においては、まだ確かな結論を得ていないよう考へるわざであります。先ほども申し上げましたように、こういった交通事犯の激増による対処するためには、簡易裁判所の判事などをまず第一に増員しなければならないということが、当然結論として出てくるわけだと思ふわけですが、先ほど申し上げておりますように、裁判官の供給源の量の不足の面から、簡易裁判所の判事の充実といふこともなかなか簡単にまかせない状況でござります。昨年の七月一日現在で欠員を調べてみますと、簡易裁判所の判事の欠員が三十六名あるというような状況でございまして、こういった現在の欠員を埋めるということについても、非常な努力をしなければならない状況でございますので、まずは最高裁判所といなしましては、交通事犯の処理につきましては、手続の合理的な簡素化を推進していくということ、一方内部関係におきまして、この方面にできる限り人員を置いていくことによって、この方面の対策を講じていきたいというふうに考えておるわけでござります。

でござりますが、この急増傾向にある少年事件の担当の家裁の調査官を本案では三十名増員しようとしておる。これで一休足りるのかどうか、三十名の増員だけでいいのであるかどうか。また家裁の判事の増員をあわせて考えなくていいのかどうか。こういう点につきまして少しくお尋ねをしておきたいと存ります。

○桑原最高裁判所長官代理者 まずお尋ねの最初の問題でござりますが、調査官を三十人の増員だけでいいのかといふお尋ねでございます。この点につきましては、やはり調査官に任命いたします者の供給源といったことからます考えていかなければならぬと思つてございます。御承知の通り調査官といひますのは、調査官補に対して研修を施して、一定の研修の結果を得た者を調査官補から調査官にするということが一番多いわけであります。そういった点から申しまして、研修の能力その他を勘案し、充員の見込み等を十分考えますと、本年度の要求は三十名で満足せざるを得ないというふうに考えたわけでございます。ただ、そのほかに、この法律の改正には直接関連性はないのですが、調査官補から調査官に組みかえをする人数が六十六名あるわけでございます。合計九十六名といふものが調査官として強化されるということなどがございますので、本年度は一応この陣容で進んでいきたいといふことにについてのお尋ねの点でござりますが、この点につきましても、事件の状況から見まして、現在の家裁の裁判の判事を増員する必要があるかといふことを考えておるわけでございます。もう一点お答えを申し上げます。家

官の陣容で足りるといふに私たちは考えていないわけでありますけれども、先ほど申し上げておりますように、地方裁判所の方において事件の激増に対して非常に裁判官の負担が重くなつておるといふうな状況もありますので、そういうかね合いから考えていまして、まず重点的に地方裁判所の裁判官の増員をはかつていくといふうな方向に考え方を進めておるわけであります。一方家庭裁判所におきましては、調査官等の補助機関を充実するとことによって、事件の処理体制を進めていきたいといふうに考えておるわけでございます。

○上村委員 少年保護事件といふのがなかなか特殊な事件であろうかと思ひます。そこでは家裁の調査官という立場はなかなか重要な立場である。なお、そこに保護、指導といふ問題がある以上は、調査官の資格としましても、あらゆる教養あるいは専門分野のものを兼ね備えていないと、十分な目的は達するわけにはいかない。だから調査官の任務、役割といふのはなかなか重要な点であろう、こう思うわけでございますが、家裁調査官の待遇について、現在よりも少しくよくする、要するにその待遇改善の点について、何かお考えがあるかどうか、お尋ねをしておきたい。

○桑原最高裁判所長官代理者 一般的な待遇改善の問題につきましては、單に御質問の調査官だけの問題でもございませんので、全体的な関連性から考

えていかなければならぬと思うわけでございますけれども、調査官の事務の重要性といふことについては、最高裁判所としても非常に考えておるわけ

でございまして、先ほど申し上げましたように、現在定員の不足といふようないい關係から、調査官の資格を取得しておるながらまだ調査官補のままであるといふような人も、待遇改善をはかる

といふうな一面も考えまして、組みかえ六十六人といふうな数を出したわけであります。こういったことに

よつて順次待遇の改善をはかるとともに十分の努力を続けて参ります。

○上村委員 最後に一点お尋ねします。ただいまお話をございました代行書記官、書記官補の問題であります。今度

お尋ねしておきたいと思います。

○桑原最高裁判所長官代理者 書記官補が書記官に任用されためには、一定の資格を持たなければならないわけでございます。裁判所におきましては、書記官研修所といふもので研修の機会を貰えておるわけですが、この書記官補が、ここで研修の結果、一定の資格を得た場合に書記官に任用されるということになりますので、ある程度の人が書記官補のままで残るという状況になるわけでございます。

○上村委員 最後に御要望申し上げるのであります。

○桑原最高裁判所長官代理者 法務省の方からお配り申し上げましたこの参考資料の第四表でございますが、三十六年七月一日現在で、各裁判所別に定員と現在員との比較が書いてございます。たとえば最高裁判所におきましては、書記官四百五名、家庭裁判所五百八名といふうな数が出ておるわけでございます。

○上村委員 ただいま伺つておるの

は、書記官補の現在の人数は何名かと

いうことです。

でございまして、先ほど申し上げましたように、現在定員の不足といふようないい關係から、調査官の資格を取得しておるながらまだ調査官補のままであるといふうな一面も考えまして、組みかえ六十六人といふうな数を出したわけであります。こういったことに

よつて順次待遇の改善をはかるとともに

十分の努力を続けて参ります。

○上村委員 書記官補の方で九百三十

四名を組みかえする、そうしますと、

まだ書記官補として千名近く残られる

わけですね。その処置は何か特別にお

考えになつておるかどうか、この点を

お尋ねしておきたいと思います。

○桑原最高裁判所長官代理者 書記官

補が書記官に任用されためには、

一定の資格を持たなければならぬわ

けでございます。裁判所におきましては、書記官研修所といふもので研修の機会を貰えておるわけですが、この書記官補が、ここで研修の結果、一定の資格を得た場合に書記官に任用されるという

ことになりますので、ある程度の人が

書記官補のままで残るという状況にな

りますか。ちょっとお尋ねしておきます。

○桑原最高裁判所長官代理者 失礼い

たしました。やはり同じ表に書いてござりますが、現在員は、三十六年七月

一日現在で一千九百六十四名といふ

うになつております。

○河本委員長 次会は明九日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十六分散会